

秋田県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年12月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	入道崎寒 風山線	男鹿市脇本浦田字菅ノ沢116番地先から字丸森 18番1地先まで	8.00～24.00	0.211
	新	入道崎寒 風山線	〃	14.00～24.00	0.211

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年12月6日から同月19日まで